

事務所通信

2016.2号

1. 健康保険および介護保険料率改定について

平成28年3月分(4月納付分)から健康保険料率が以下のように改定となります。なお、介護保険料率は据え置きとなります。

健康保険(大阪府)

10.04% → 10.07% (0.03%引き上げ)

(例)標準報酬月額 28 万円の場合

14,056 円 → 14,098 円

介護保険

1.58% → 1.58% (据え置き)

当事務所より3月下旬～4月上旬頃に、各事業所様に料率変更をお知らせする社会保険一覧表を送付させていただきます。

2. 標準報酬月額及び累計標準賞与額の上限変更について

健康保険では、現在の標準報酬月額の最高等級は47級月額121万円ですが、平成28年4月より50級139万円まで引き上げられます。同時に累計標準賞与額の上限も、年間540万円から年間573万円に引き上げられます。

新たな標準報酬月額の報酬月額および健康保険料は以下のとおりです。

標準報酬月額
変更前

等級	標準報酬月額	報酬月額	健康保険料 (被保険者負担)
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上	60,923円



変更後

等級	標準報酬月額	報酬月額	健康保険料 (被保険者負担)
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満	60,923円
第48級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満	63,944円
第49級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満	66,965円
第50級	1,390,000円	1,355,000円以上	69,986円

累計標準賞与額(4月～翌3月)

変更前

累計標準賞与額	健康保険料 (被保険者負担)
5,400,000万円	271,890円



変更後

累計標準賞与額	健康保険料 (被保険者負担)
5,730,000万円	288,505円

※保険料は平成28年4月改定後の料率を使用しています。

3. マイナンバーの取り扱いについて

所得税法等の支払調書の提出に、当事務所代表のマイナンバーを記載していただく必要があります。**特定個人情報ですので、取り扱いには十分注意していただきますようお願いいたします。**

<社会保険労務士事務所> 松下保険事務所

〒594-1116 大阪府和泉市納花町99-1

TEL : 0725-57-0371 FAX : 0725-56-7048 E-mail : ken@mtf.biglobe.ne.jp

<http://matsushita-sr.com/>

